## 令和6年度 鳥獣保護区等の指定について

## 森林づくり推進課 鳥獣対策係

### 1 鳥獣保護区等の指定一覧

名称 <sub>•</sub> 区分	所在地	指定の趣旨	面積(ha)	指定期間	根拠
指定 (新規) 尾玉町 鳥獣保護区	諏訪市	尾玉町鳥獣保護区の 区域内で森林鳥獣の生 息地として適した場所 となっている地域とし て、「森林鳥獣生息 地」に指定するもの。	139	R 6. 11. 1~ R 16. 10. 31 (10年間)	法第28条 第9項
再指定 (期間延長) 諏訪 狩猟鳥獣捕獲禁止区域 (ニホンジカ・ イノシシを除く)	諏訪市	諏訪狩猟鳥獣捕獲禁 止区域内で特にニオ獲 止区域内で特にニオ獲 シカとイノシシの捕獲 を可能としてとことと 軽減と鳥獣の保護の 軽減と鳥獣域として指 を図る地域として指 でするもの。	145	R 6. 11. 1~ R 11. 10. 31 (5年間)	法第12条 第6項
再指定 (期間延長)中房 狩猟鳥獣捕獲禁止区域 (ニホンジカ・ イノシシを除く)	安曇野市	中房狩猟鳥獣捕獲禁 止区域内で特にニホン ジカとイノシシの捕獲 を可能とすることに よって、農林業被害の 軽減と鳥獣の保護の両 立を図る地域として指 定するもの。	1, 992	R 6. 11. 1~ R 11. 10. 31 (5年間)	法第12条 第6項
再指定 (期間延長)鳥川狩猟鳥獣捕獲禁止区域 (ニホンジカ・ イノシシを除く)	安曇野市	鳥川狩猟鳥獣捕獲禁 止区域内で特にニホ獲 ジカとイノシシの捕獲 を可能とすることに を可て、農林業護の 軽減と鳥獣の保護の 軽減と鳥獣域として指 立を図る地域として指 定するもの。	1, 004	R 6. 11. 1~ R 11. 10. 31 (5年間)	法第12条 第6項

<sup>※</sup>区分の説明については2頁「鳥獣保護区等区分」参照

### 2 スケジュール

実施機関	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月~3月
環境省							届出	
環 境 審議会			諮問			答申		
鳥獣専門 委員会				Į	見地検討			
備考	利害関係者の	の意見書						□ <b>→</b> 狩猟期間

## 3 鳥獸専門委員会

- (1) 日時 令和6年8月29日(木) 10時30分~14時30分
- (2) 場所 尾玉町鳥獣保護区、諏訪合同庁舎等
- (3) 内容 現地調査、会議
- (4) 専門委員会での意見

利害関係者の意見聴取先について、烏川狩猟鳥獣捕獲禁止区域には烏川緑地が含まれているため、野鳥の会から意見を聴いた方がよいのではないか。

#### ※諮問された4地区の指定については、異議なし

(その他のご意見については、資料2のとおり)

### 4 鳥獣専門委員会現地調査の様子



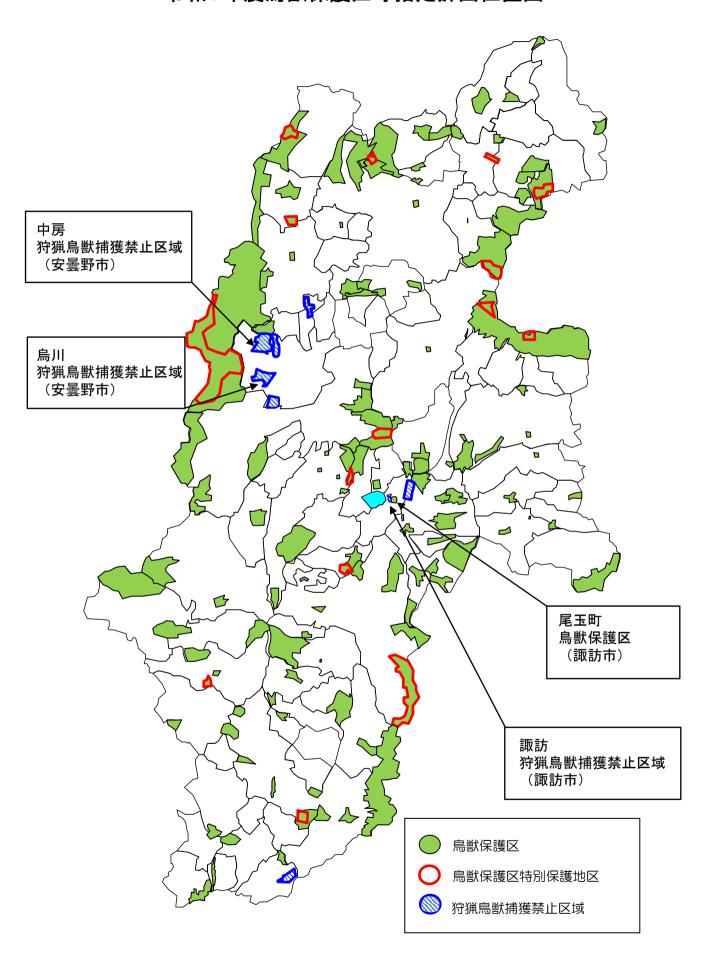


## 令和6年度長野県環境審議会鳥獣専門委員会委員名簿

区分	氏名	所属∙職	専門分野
学	<sup>うえはら</sup> たかお <b>上原 貴夫</b>	佐久大学 客員教授	獣類 (サル、イノシシ、シ カ)
· 識 経 験 者	みずたに みずき 水谷 瑞希	信州大学教育学部附属志賀自然教育研究施設 准教授	森林生態
有	ほった		鳥類(野鳥)全般
保護 団体	かみじょう こうし 上條 恒嗣	信州野鳥の会 顧問	鳥類(野鳥)全般
	ce j ulff a 佐藤 繁	(一社)長野県猟友会 常務理事兼事務局長	狩猟全般
利害関係者等	こばやし としき 小林 敏樹	長野県森林組合連合会 総務部部長	林業全般
	<sup>ニやま</sup> **** <b>小山</b> 清孝 (新任)	長野県農業協同組合中央会 営農農政部長	農業全般
	屋敷 昌司 (新任)	中部森林管理局 計画保全部 保全課長	国有林関係
関係 行政 機関	ももせ つよし 百瀬 剛	環境省信越自然環境事務所 野生生物企画官	鳥獣保護行政全般

任期:令和6年7月3日から令和7年 3月 31日まで

# 令和6年度鳥獸保護区等指定計画位置図



区分名	内容
鳥獣保護区特別保護地区	鳥獣保護区の区域内で鳥獣の保護又は鳥獣の生息地の保護を図る ために特に必要がある場合に指定する区域で一定の開発行為が制 限される。
鳥獣保護区	鳥獣の保護を図るため、狩猟による捕獲を禁止する区域
狩猟鳥獣捕獲禁止区域 (ニホンジカ、イノシシを 除く)	特定の狩猟鳥獣の捕獲を禁止する区域。 長野県においては、農林業被害を軽減するためにニホンジカ、イノシシの捕獲を促進する必要がある地域について、ニホンジカとイノシシだけを除く狩猟鳥獣の捕獲を禁止する区域として指定。 ※狩猟期間中にニホンジカ、イノシシのみ狩猟を認める区域
特定猟具使用禁止区域	狩猟に伴う猟具による危険予防のため、特定の猟具による狩猟を 禁止する区域(県内においては銃猟を禁止する地域のみ指定)
指定猟法禁止区域(鉛散弾)	鳥獣の保護のため、鉛銃弾の指定猟法を禁止する区域
休猟区	狩猟鳥獣が減少した地域において、自然繁殖を促進し、狩猟資源 の回復を図るため、狩猟による捕獲を禁止する区域